（書面等の引用添付）

第五十六条　調書には、書面、写真、録音テープ、ビデオテープ、電磁的記録を記録した記録媒体その他審判官が適当と認めるものを引用し、審判の記録に添付して調書の一部とすることができる。

（更正処分の方式）

第五十六条の二　審判書記官は、口頭審理の調書の更正処分をするときは、更正処分の内容を記載した調書を作成しなければならない。

2　第五十五条第二項及び第三項の規定は、前項の調書について準用する。

（受命審判官の期日指定等）

第五十七条の二　受命審判官が行う手続の期日の指定及び変更は、その審判官が行う。

（証拠の申出）

第五十七条の三　（削る）

証拠の申出は、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の十一により、それ以外の場合は様式第六十五の十二によりしなければならない。

（証拠調べ調書の記載事項）

第五十七条の五　（略）

2　第五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の調書に準用する。

（証拠調べの調書の記載に代わる電磁的記録の記録媒体への記録）

第五十七条の六　審判書記官は、前条第一項の規定にかかわらず、審判長の許可があつたときは、証人等の陳述の録音又は録画により作成された電磁的記録を記録媒体に記録し、これをもつて調書の記載に代えることができる。この場合において、当事者又は参加人は、審判長が許可をする際に、意見を述べることができる。

2　（略）

（光ディスクによる調査結果の報告）

第五十七条の七　調査結果に係る情報を記録した電磁的記録により特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第百八十六条第一項の嘱託に係る調査結果の報告をするときは、当該電磁的記録を記録した光ディスクを提出する方法により行うものとする。

（口頭審理の規定の準用）

第五十七条の八　第五十一条の二、第五十三条、第五十四条、第五十六条及び第五十六条の二の規定は、証拠調べについて準用する。

（宣誓）

第五十八条の五　（略）

2　（略）

3　第一項の宣誓は、審判長が、証人に対し、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、証人がこれを述べることができないときは、審判長は、証人に宣誓書（良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載した書面をいう。）に署名させ、審判書記官にこれを朗読させなければならない。

（削る）

4　（略）

（書面等の引用添付）

第五十六条　調書には、書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他審判官が適当と認めるものを引用し、審判の記録に添付して調書の一部とすることができる。

（新設）

（受命審判官の期日指定）

第五十七条の二　受命審判官が行う手続の期日は、その審判官が指定する。

（証拠の申出）

第五十七条の三　証拠の申出は、証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示してしなければならない。

2　前項の申出は、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の十一により、それ以外の場合は様式第六十五の十二によりしなければならない。

（証拠調べ調書の記載事項）

第五十七条の五　（略）

2　第五十五条第二項及び第三項の規定は、前項の調書に準用する。

（証拠調べの調書の記載に代わる録音テープ等への記録）

第五十七条の六　審判書記官は、前条第一項の規定にかかわらず、審判長の許可があつたときは、証人等の陳述を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下「録音テープ等」という。）に記録し、これをもつて調書の記載に代えることができる。この場合において、当事者又は参加人は、審判長が許可をする際に、意見を述べることができる。

2　（略）

（新設）

（口頭審理の規定の準用）

第五十七条の七　第五十一条の二、第五十三条、第五十四条及び第五十六条の規定は、証拠調べについて準用する。

（宣誓）

第五十八条の五　（略）

2　（略）

3　審判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、審判長は、審判書記官にこれを朗読させなければならない。

4　前項の宣誓書には、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

5　（略）